

第2章

地域学校園安全委員会の設置と取組

1 地域学校園安全委員会の設置

地域学校園安全委員会は、校園長を委員長として、職員・保護者・地域が子どもの目線にたって学校園安全について日頃から話し合い、学校園と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡機関です。

危険等発生時には、「危険等発生時対処マニュアル」を参考に、連携しながら対応します。

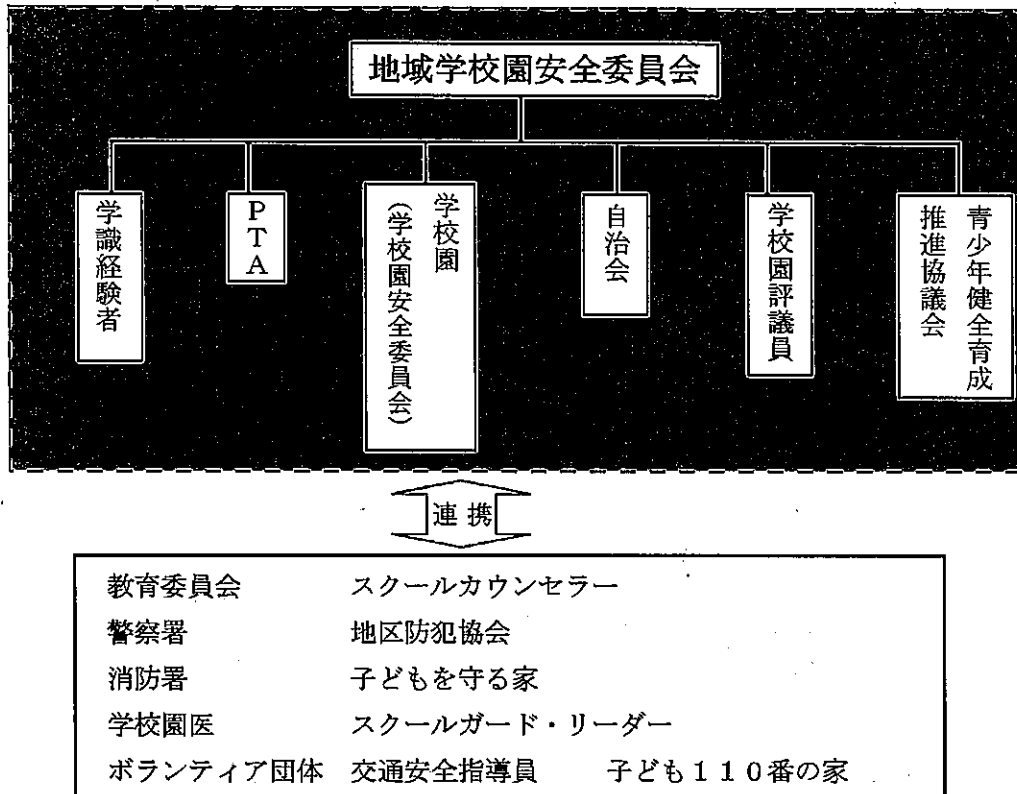
(1) 設置の効果

ア 校園長・教頭・学校園安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。

イ 地域や関係機関の担当者が、学校園関係者に周知される。

ウ 学校園の取組や体制、園児児童生徒等の情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

(2) 組織の構成(例)



2 地域学校園安全委員会の取組

(1) 効果的な活動例

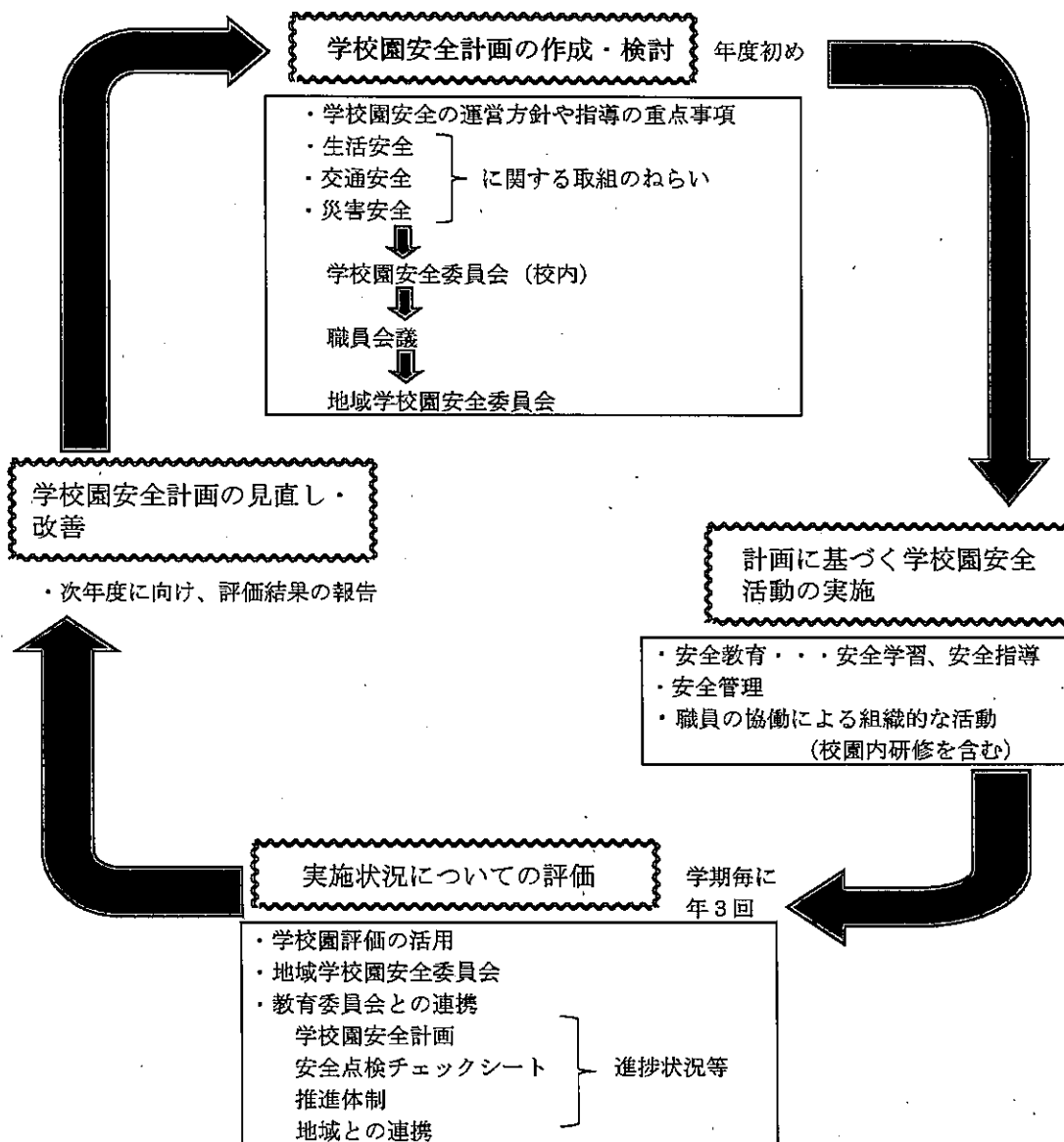
ア 毎年度、年度初めに委員会を開催し、その年度の体制や情報について情報交換を行う。

イ その年度の基本的な開催計画及び活動計画を立て、連携した取組を行う。

ウ 委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校園だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いに配慮しながら、多くの人が共有できるようにする。

エ 危険等発生時には、地域学校園安全委員会から意見を聴取し、原因の究明・分析に努めるとともに、連携した事後対応を行う。

(2) 運用サイクル例 (PDCA活用例)



- 保護者や関係機関・関係団体等と連携・協力を図っていくことが大切です。
- 学校園安全計画の内容等について関係者に周知することが大切です。

3 危険等発生時対処マニュアル(例)

各学校園においては、学校保健安全法第29条で規定されている「危険等発生時対処マニュアル」を作成し、校内研修、地域学校園安全委員会等を通して危険等発生時の役割をするなど、緊急時の対応が迅速かつ的確に行えるよう共通理解する。

